

## 令和 6 年度事業計画（案）

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、次の事業を実施する。

### （1）山形県地域公共交通計画の変更等のための協議の実施

- 山形県地域公共交通計画について、陸上交通（地域間幹線系統・地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の位置づけなどの変更を行う。
- 上記に関連して、陸上交通（地域間幹線系統・地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通確保維持事業の変更について協議を行う。

### （2）地域公共交通確保維持事業費補助金の交付

- 地域内フィーダー系統確保維持事業費補助金の交付申請及び関係市町村・事業者に対する同補助金の交付を行う。

### （3）山形県地域公共交通計画及び山形県地域公共交通利便増進実施計画（長井市版）の評価・検証

- 計画に掲げている目標数値の令和 6 年度実績を評価・検証し、必要に応じて目標の見直しを行う。

### （4）山形県地域公共交通情報共有基盤データの収集・運用

- 県の HP に掲載されている「山形県地域公共交通情報共有基盤」について、GTFS-JP の作成・更新を行う。
- 「山形県地域公共交通情報共有基盤構築・運用ガイドライン」に基づいたデータの収集及び公開を行う。

### （5）次期山形県地域公共交通計画の策定に向けた地域別部会の開催

- 各総合支庁ごとに管内市町村の地域公共交通に係るニーズや課題を共有、協議するとともに、必要に応じて勉強会を実施する。そのうえで、次期山形県公共交通計画に各総合支庁の圏域ごとの目標設定を念頭に検討を進める。（資料 3 - 2）

**(6) GTFS データ作成及び交通分野におけるデータ利活用に関する講習会の開催**

- バス情報のオープンデータ整備スキルの向上と、迅速なデータ更新に資するため、GTFS-JP 作成の講習会を行う。
- 公共交通に関するデータの種類やその活用方法、路線見直しのポイントなどを学ぶことを目的とした講習も併せて実施する。(資料 3 - 3)

**(7) その他協議会の目的の達成に必要な事項**